

大阪府における化学物質及び揮発性有機化合物対策の体系（素案）

化学物質対策

化学物質排出把握管理促進法

- ・対象化学物質（第1種、第2種）
- ・「指針」に留意した管理
- ・排出量・移動量の把握と届出（PRTTR制度）
- ・化学物質の取扱情報の提供（MSDS制度）

管理の改善の促進

府条例の見直し

- ・現指針の見直し
- ・管理の改善を促進する仕組み作り
〔行政の一定の関与のもとに〕
自主的取組を促進
- ・危機管理の観点の導入

製造・取扱規制

化学物質審査規制法 等

環境への排出規制

大気汚染防止法
水質汚濁防止法
ダイオキシン類対策特別措置法 等

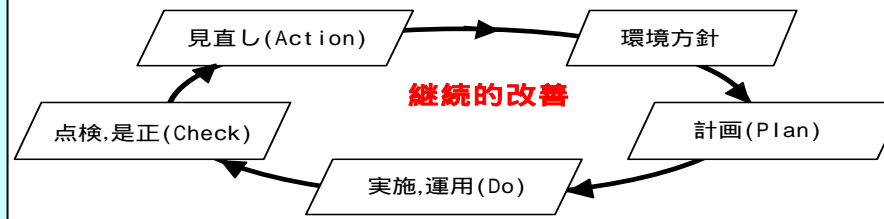
大阪府生活環境の保全等に関する条例の規制強化

規制物質にエチレンオキシドを追加

直接規制的手法

新たな化学物質管理制度(府条例)

事業者による管理体制の構築、PDCAサイクルによる自主的な管理



新「化学物質適正管理指針（仮称）」

- ・知事が指針を策定し公表
- ・事業者の責務（指針に留意した管理）

府独自制度の項目

- 適正管理の対象物質の拡大
- ・取扱量等及び排出量・移動量の届出の対象とする物質
第一種指定化学物質（PRTTR法、354物質）
府条例対象物質の一部（37物質）
揮発性有機化合物に該当する物質（50物質+）
- ・取扱量及び排出量・移動量の届出の対象としない物質
第二種指定化学物質（PRTTR法、81物質）
府条例対象物質の一部（18物質）
- 届出項目の追加
管理計画書、目標達成状況等報告書、緊急事態対処計画書、取扱量等の届出書
緊急事態発生時の措置、応急措置実施状況等の届出

管理計画書等の届出におけるVOCの追加事項（例）

- ・VOC総量の把握と届出
- ・H22年度のVOC削減目標の設定

揮発性有機化合物（VOC）対策 （規制と自主的取組の組合せによる排出削減）

条例規制等

届出工場規制

- ・大規模塗装工場
- ・工場全体の許容排出量規制

法VOC規制

塗装・接着・印刷・製造・洗浄・貯蔵の大規模施設に対する排出濃度規制

光化学スモッグ緊急時措置

届出施設規制

塗装・接着・印刷・製造・洗浄・貯蔵・出荷・給油所地下タンク・クリーニングの一定規模以上の施設に対する排出規制（設備構造基準、原料使用基準）

基準遵守状況の把握、記録・保存の義務づけ

条例に追加

- ・処理装置の適正稼働状況等（届出施設）
- ・VOC排出量の把握（届出工場）

現要綱

- ・タンクローリー：蒸気返還接続装置の設置等の義務づけ
- ・建築塗装：業界団体や地方公共団体への働きかけ

自主的取組の促進

対象：VOCを製造、使用、その他の取り扱いを行う事業者
促進方策：化学物質管理制度を活用
化学物質とVOCでは、対象物質の捉え方等考え方の異なる部分がある。
VOCについては、追加的な事項が必要